

宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における について御意見を募集します。
選挙運動の公費負担に関する条例（案）

選挙管理委員会事務局
令和8年4月22日

宇土市では、立候補者の選挙運動に係る経費の負担をできるだけ軽減し、立候補しやすい環境づくりを実施するため、宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することとしており、この度、その素案を作成いたしました。

つきましては、この宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）について、下記のとおり市民等の皆様からの御意見を募集いたします。

1 御意見募集の対象

宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）

2 御意見募集の期間

令和8年4月22日（水）～令和8年5月13日（水）

3 素案の入手方法

宇土市ホームページに掲載しており、また、選挙管理委員会事務局窓口、情報公開コーナーでも閲覧できます。

4 御意見の提出先・提出方法

御意見については、パブリックコメント意見書（様式第2号）により、住所、氏名（法人その他の団体である場合は、所在地、名称、代表者の氏名）、連絡先及び市民等であることを明記の上、以下の方法でお送りください。なお、電話や口頭による意見の提出は受付できませんので、御了承ください。

【電子メールでの送付】 senkan01@city.uto.lg.jp

【郵送での送付】 送付先 〒869-0492（市役所専用）

宇土市 選挙管理委員会事務局 行

※郵便番号を記載されるだけで、市役所に届きます。

【FAXでの送付】 FAX番号 0964-22-4140

宇土市 選挙管理委員会事務局 行

5 御意見の取り扱い

提出していただいた御意見の概要と、それに対する市の考え方を、宇土市ホームページなどで一定期間公表いたします。その際、氏名等の情報については公表いたしません。なお、提出していただいた方に、御意見等の取扱いについて個別に回答はいたしません。

のであらかじめ御了承ください。